

諮問番号：令和2年度諮問第3号

答申番号：令和3年度川行審答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

「療育手帳判定結果通知書記載の処分の判定結果A2を取り消し、対象者の現況に合致相当するB1ないしB2の判定とする」との速やかな裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

(略)

2 審査庁の見解

(1) 裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 理由

(略)

第3 審理員意見書の要旨

1 裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 理由

(略)

第4 調査審議の経過

令和2年 9月25日 諮問の受付

同年10月26日 第1回審議

同年11月 5日 川崎市長あて調査を実施

同年11月18日 川崎市長から上記調査に対する回答の提出

同年11月25日 第2回審議（実施機関からの聞き取り調査）
同年12月 7日 川崎市長あて調査を実施
同年12月16日 川崎市長から上記調査に対する回答の提出
3年 1月18日 第3回審議
同年 2月 5日 川崎市長あて調査を実施
同年 2月17日 川崎市長から上記調査に対する回答の提出
同年 3月30日 第4回審議

第5 審査会の判断の理由

1 審理手続の適正性について

本件審査請求の審理手続は、適正であると認められる。

2 審査会の判断について

(1) 本件申請に瑕疵があったか(争点1)

ア 審査請求人の主張について

(ア) 総合的な判断に関する主張

審査請求人は、担当ケースワーカーから本件再判定では総合的な判断を行う旨の説明を受け、審査請求人も担当ケースワーカーに対して総合的な判断をしてもらうよう伝えていたが、実際には、障害の程度の判定が知能指数（IQ値）のみを基準に行われていたことから、再判定は総合的な判断に基づくものであるという説明と相反する今回判定結果に不服を申し立てると主張している。

これは、障害の程度について総合的な判断が行われるものと誤信して本件申請を行ったことから、本件申請が動機の錯誤により無効である旨を主張しているものと解される（当該錯誤について、以下「総合的な判断の錯誤」という。）。

(イ) 知能検査の方法に関する主張

審査請求人は、知能検査の方法として例外的な検査手順である年齢級の問題が実施されたことについて、例外的な検査手順をとるという説明がなかった、例外的な検査手順が実施されると知っていたら、再判定を受けることに同意しなかった旨を主張する。

これは、原則どおり成人級の問題が実施されるものと誤信して本件申請を行ったことから、本件申請が動機の錯誤により無効である旨を主張しているものと解される（当該錯誤について、以下「知能検査の問題の錯誤」という。）。

(ウ) 就労援助センターの利用に関する主張

審査請求人は、担当ケースワーカーがあたかも今回判定を受けなければ本人の就職活動ができないと信じ込ませて本件申請をさせたものであり、審査請求人が錯誤させられて行った申請に基づく本件処分結果を無効として取り消すよう求めるなどと主張する。

これは、審査請求人が本人の就職活動のために再判定が必要であると誤信して本件申請を行ったことから、本件申請が動機の錯誤により無効である旨を主張しているものと解される（当該錯誤について、以下「就労援助センター利用の錯誤」という。）。

イ 本件申請が申請者の錯誤により無効となるか

本件申請が申請者の錯誤により無効となるかについて、以下、検討する。

(ア) 錯誤の規定・解釈

平成29年法律第44号による改正前の民法（明治29年法律第89号）第95条は、「意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。」と規定する。

そして、意思表示における動機の錯誤が法律行為の要素の錯誤として無効となるには、その動機が相手方に表示されて法律行為の内容となり、もし錯誤がなかったならば表意者がその意思表示をしなかったであろうと認められる場合であることを要する（最高裁判所昭和29年11月26日判決、同昭和45年5月29日判決参照）。なお、かかる動機が黙示的に表示されているときであっても、これが法律行為の内容となることを妨げるものではない（最高裁判所平成元年9月14日判決参照）。

また、要素の錯誤とは、錯誤がなければ表意者だけでなく一般通常人もその意思表示をしなかったであろうと思われる程度の重要な部分に錯誤があることをいう（大審院大正7年10月3日判決参照）。

(イ) 総合的な判断に関する錯誤の主張について

実施機関の当審査会に対する説明によれば、障害の程度の判定においては、田中ビネー知能検査Vにおいて測定された知能指数（IQ値）に基づいて障害区分を採用することが妥当であるか否か、障害程度をどのように判定するかについて、社会診断、心理学的所見及び医学的判定の内容を踏まえた上で、総合的に判断されることからすると、本人の障害の程度についても、知能指数（IQ値）のみを基準に

判断されたわけではなく、総合的に判断されたものと考えられる。なお、●●の事実は、判定依頼書の添付資料に記載があり、障害程度の判定に携わる担当者間で共有されていた。

このことからすれば、障害の程度について総合的な判断が行われるという審査請求人の動機は真実と異なるものとは評価できず、すなわち、錯誤があるとはいえないと解する。したがって、本件申請が総合的な判断に関する錯誤により無効である旨の主張は認められない。

(ウ) 知能検査の方法に関する錯誤の主張について

本件更生相談所において療育手帳の再判定を実施する際、審査請求人に対し、年齢級の問題から開始する検査手順をとるという説明はなされていなかったが、心理学的判定における田中ビネー知能検査Vをいずれの問題で行うかにつき、事前に詳細な説明を行うことが求められていることを裏付ける資料は提出されておらず、そのような説明を行うことが一般的であったとも認めることはできない。

そして、本件申請書等提出された資料からは、本人の知能検査について成人級の問題が実施されるであろうという審査請求人の動機が表示されていたと認めることもできない。

したがって、本件申請が知能検査の方法に関する錯誤により無効である旨の主張は認められない。

(エ) 就労援助センター利用に関する錯誤の主張について

就労援助センターを利用するためには、制度上、再判定は必須ではない。しかしながら、担当ケースワーカーが作成したケース記録表には、就労援助センターが再判定の結果が出た後に面談をして検討したいとの意向を示した旨が記載されており、実際には就労援助センターから再判定を求められていたことが認められる。

このことからすれば、本人が就労援助センターを利用するためには再判定が必要であるという審査請求人の動機には錯誤がなく、本件申請が就労援助センター利用に関する錯誤により無効である旨の主張は認められない。

ウ 以上のとおり、本件申請が錯誤無効である旨の審査請求人の主張は認められず、本件申請に瑕疵があったとはいえない。

(2) 本件再判定に過誤があったか（争点2）

審査請求人は、本件再判定には過誤があり、そうした本件再判定に基づく本件処分は誤認した事実に基づくものであるから、処分庁の裁量権の

行使に違法又は不当な点があるとする旨を主張している。

本件再判定に過誤があったかについて、審査請求人の主張を踏まえ検討する。

ア 医学的判定について

審査請求人は、担当医師が本人に対する診察を行う前に本件更生相談所のケースワーカー及び担当心理判定員から先に実施した社会診断に係るヒアリングの内容を伝えられており、担当医師は先入観と予断を与えられて本人を診察している旨を主張しているが、医学的判定の業務の指標の内容からすると、担当医師は、本件医学的判定において、本人の原（傷）病名及び障害の現況の把握等を行う必要があるから、あらかじめ、本人の生活歴等の情報である社会診断の内容を確認したことが合理性を欠くとはいえない。また、担当医師が、本件医学的判定において不当な先入観や予断を持ったことを具体的に示す資料もない。

次に、審査請求人は、担当医師の診察が30分間遅延し、これによって本人に過大なストレスを与えられて、精神面で不安定な状態が誘発され、医学的判定に影響している旨を主張しているが、担当医師による診察の際、開始が遅れたことで本人が精神面で不安定な状態となり、医学的判定に影響したとすることについては、これを具体的に裏付ける資料はない。

以上のことから、本件再判定の医学的判定に過誤があったとは認められない。

イ 心理学的判定について

(ア) 所要時間について

審査請求人は、本件知能検査は実施するのに2時間を要しており、このような長時間にわたる拘束により本人の疲労を増加させて課題への取り組み意欲を低下させたとする旨を主張している。確かに、前回の知能検査におけるアセスメントシートによると、その所要時間は40分であったとされているところ、本件アセスメントシートによると、本件知能検査の所要時間は2時間であったとされており、前回検査のおよそ3倍となる時間を要している。

しかし、田中ビネー知能検査Vの実施マニュアル21頁の解説では、所要時間としては約1時間から1時間半だが、被検査者によっては2時間を経過しても終わらない場合もあり得るとされている。したがって、本件知能検査の2時間という所要時間が著しく長時間にわたるものだったとはいえない。

また、本件アセスメントシートの「行動観察の記録」、担当テスターが作成した心理・職能意見書の「〈所見〉」及び評価会議録の「心理学的所見」の記載の内容からは、担当テスターが本人の状況を子細に観察しながら本件知能検査を行っていたことが窺え、本件知能検査に比較的長時間を要したのは、本人の負担も考慮しながら慎重に実施していた結果ともみられる。

(イ) 年齢級の問題を実施したことについて

a 事前に告知されていないとすること

本件知能検査を年齢級の問題で実施することを事前に告知されていないとする旨の審査請求人の主張について、田中ビネー知能検査Vを個別・具体的なケースにおいてどのような手順で実施するかは、一義的には心理学的判定を実施する判定機関の専門的及び技術的な裁量に委ねられているものと解され、また、田中ビネー知能検査Vを年齢級の問題で実施することは医療行為の手術等とは異なるものであり、処分庁及び本件更生相談所において審査請求人に対し事前にこの点を説明していないことが検査実施の過誤に当たるとまではいえない。そして、この点の事前の告知を欠いたことが検査結果に影響する特段の事情があったとも認められない。

b 例外的な手順で実施する理由が成り立たないとすること

●●の事実からすれば、本件知能検査において例外的な手順で実施する理由がないと審査請求人は主張している。しかし、田中ビネー知能検査Vを個別・具体的なケースにおいてどのような手順で実施するかは、一義的には心理学的判定を実施する判定機関の専門的及び技術的な裁量に委ねられているものと解され、前回の知能検査の結果や本人の特性を踏まえ、難解な問題が長時間に亘って続くことで疲労が増すだけでなく、不正解により回答へのモチベーションが下がることで十分な実力を発揮できなくなる可能性を考慮して、年齢級の問題から開始する検査手順で実施したことは、実施マニュアル17頁以下の解説によれば、合理的な理由があるといえる。そして、前回の知能検査でも田中ビネー知能検査Vは年齢級の問題で実施されていたことが認められる。また、このような本件検査の実施態様が障害者差別解消法第7条第1項が禁ずる「不当な差別的取扱い」に該当するともいえない。

c 本件知能検査に対する意欲を喪失したとすること

低年齢の年齢級の問題から検査を開始したことによって、本人

が担当テスターに対し未熟で信頼できないものと認識し、本件知能検査に対する意欲を喪失したとする審査請求人の主張について、これを具体的に裏付ける資料はない。

d 本人が評価されるべき能力を封殺されたとすること

審査請求人は、年齢級の問題から検査を開始したことにより、本人が能力を発揮する機会が奪われたと主張する。しかし、田中ビネー知能検査Vは知的障害者に特化した知能検査の方法ではないから、本人が本件知能検査において自分が得意とする分野の問題に当たることができなかつたとしても、それは当該検査を実施することに内在する制約として、やむを得ないものといわざるを得ない。

また、本人が各年齢級の問題に取り組むに当たって、その問題群のうち一つでも合格すれば、上位の年齢級の問題に取り組むことができ、13歳級の問題群のうち一つでも合格すれば成人級の問題に取り組むことができたのであるから、本件更生相談所が本件知能検査を年齢級の問題から開始したことにより本人の能力発揮の機会が不当に奪われたものとはいえない。

(ウ) (略)

(エ) 測定誤差について

審査請求人は、田中ビネー知能検査Vの理論マニュアル117頁に記載されている測定誤差(検査結果の知能指数(IQ値)の±8)が考慮されていない点で、本件再判定における障害の程度の判定A2は誤りであると主張する。

確かに、審査請求人が主張するように、知能指数の算出に当たり測定誤差を一律に考慮しないという処分庁の運用は、人の知能という極めて複雑で多面的な事柄を判断することに鑑みると硬直的にもみえると思われる。

しかし、現在の川崎市の障害程度の判定の仕組みは、当審査会の調査によれば、知能指数については数値として誤差の修正は行わないものの、知能検査にはそうした誤差があることを考慮しながら、知的発達遅滞の妥当性を判断し、妥当でないと判断された場合は判定を保留した上で、再調査や再判定を行うこと等とする取扱いとなっている。そして、処分庁が述べるように、現状のような取り扱いにも、判定者の恣意が入る余地をなくし客観的な判断を担保するという意義が認められ、また●●の事実は、判定依頼書の添付資料に記載があ

り、障害程度の判定に携わる担当者間で共有されていたこと、今後の支援の内容等において考慮されるとされていることに鑑みれば、現状の取り扱いが不合理であって不当であるとまではいうことができない。

また、審査請求人は、本件再判定における知能検査の結果の誤差修正について、+の修正、とりわけ+7ないし+8の修正がなされ、その結果、障害の程度の判定が川崎市の要領別表第2号の細区分のB1となるべきことも主張している。そして、そうした修正が適切である理由として、審査請求人は、前回の再判定における本人の知能指数(IQ値)が●●であったことを挙げている。しかし、田中ビネー知能検査V採点マニュアル24頁の解説によれば、知能指数(IQ値)は、「精神年齢÷生活年齢×100」の公式により求められるのであるから、仮に本人の精神年齢(公式の分子に当たる)が前回判定時より大きくなっていても生活年齢(公式の分母に当たる)が大きくなっているのであるから、前回判定時よりも知能指数が低下することはあり得るのであって、当然に●●以上となるということとはできない。そして、その他に、本件知能検査の結果に+7ないし+8の誤差修正を施してB1と判定しないことが処分庁の裁量権の逸脱・濫用となるような事情は認められない。

また、本件知能検査による本人の知能指数(IQ値)が●●であるとの結果について、本人の知能指数(IQ値)が、±8の範囲、すなわち「●●～●●」の間にあると考えても、この「●●～●●」という数値の範囲は、A2(重度)の細区分とする基準の「21～35」の範囲とほぼ重なっている。

以上から、本件知能検査における測定誤差の可能性から、本件再判定の心理学的判定の結果に重大な疑義が生じているとはいえない。

ウ 職能的判定について

審査請求人は、本件再判定の職能的判定について、レポート(信頼関係)を確立した上で器具検査を約30分間で実施したことが、所要時間に鑑みて不合理に短いことを主張している。しかし、審査請求人も引用している厚生労働省の手引(事業所用)31頁によれば、検査それ自体の所要時間は合計4分45秒と定型的に定まっており、教示・練習等も含めた全体の所要時間は12～15分程度とされていることに鑑みると、言語コミュニケーションに障害のある本人との関係においても、30分という所要時間は、不合理に短いとは認められない。そして、処分

序の説明によれば、障害を持っていない者に実施する場合の12～15分程度という時間は、大人数の集団実施の場合も含んだ所要時間であるとのことである。

また、担当テスターによる心理・職能意見書の所見欄の内容からは、本人は担当テスターの教示中に検査を開始していたことも窺われる。他方、本人が器具検査に集中して取り組んでいたこと、担当テスターの指導に本人が応じていたこと等も窺われ、担当テスターが本人の障害の特性も踏まえて対応し、器具検査が順調に進められていたと認められる。

以上から、本件再判定の職能的判定に過誤があったとは認められない。

エ 社会診断について

本件再判定における社会診断は、判定書の添付書類である「総合所見」の「社会調査」の部分に記載されていると認められる(以下「本件社会調査」という。)。そして、本件社会調査は、生活歴等、ADL行動傾向、家族状況及び医療状況の各欄に分かれており、本件更生相談所のケースワーカーが、本件ヒアリングに係る資料と社会診断に係るヒアリングの際に母から聞き取った内容から作成したものと考えられる。

審査請求人は、本件社会調査の「ADL行動傾向」の記載には「金銭管理の経験がある」とすべきであり、本件更生相談所のケースワーカーがその能力不足等により母から正しい情報を引き出すことができなかったとする。しかし、「ADL行動傾向」には、「●●」とも記載されており、本人には「金銭管理の経験はない」との記載は、そうした買い物以外の金銭管理の経験がないという趣旨か、あるいは大きな金額の金銭の管理について述べているものと解される。

以上から、本件再判定の社会診断に過誤があったとは認められない。

オ その他の審査請求人の主な主張について

(ア) 担当職員らの任用資格等に関する主張について

担当テスターは、設置運営基準の「第一 設置 3職員 (1)職員の配置」に定めのある心理判定員等であり、同「第一 設置 3職員 (2)職員の資格」によれば、心理判定員等は、学校教育法に基づく大学又は旧大学令において、心理学を専修する科目を修めて卒業した者等とされている。本件更生相談所では卒業証明書の提出を求め資格を確認した上で心理判定員を決定しており、資格上の問題はなかったといえる。

次に、担当テスターが平成29年法律第29号による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第2項に規定する臨時的任用職員であったことについて疑義を呈する旨の主張については、審査会の調査によれば、担当テスターは臨時的任用職員ではなく、心理判定員としての役務に対し報償費を受ける契約関係にあった者である。そして、上述のとおり、本件更生相談所は資格を確認した上で心理判定員を決定しており、本件再判定における心理・職能意見書の記載内容が詳細かつ具体的であったことも踏まえれば、担当テスターの法的地位を理由として本件再判定の心理学的判定及び職能的判定が適正に行われていなかったとは認められない。

また、審査請求人は、本件再判定における評価会議の会議録における、本人に関する記載について、それぞれ本人のそれ特有の事情があったにもかかわらず、担当テスターがそうした事情を明らかにし得ていないことにつき、その能力不足を指摘している。確かに、長期間・日常的に本人と生活を共にしている審査請求人にとってみれば、担当テスターがそれらの事情にまで遡及して事実を明らかにすることが望ましかったと感じることは理解できる。しかし、評価会議録が参照している心理・職能意見書に記載された本件再判定における心理学的判定及び職能的判定の結果の内容は、面接の内容、本件知能検査の検査結果、本件の器具検査等の検査結果及び所見が詳細かつ具体的に示されたものとなっており、おおむね設置運営基準の心理学的判定及び職能的判定における判定業務の指標に沿ったものになっているといえ、また、担当テスターが悪意を以て本人に対する悪印象を与える表現を用いて公的記録を作成したとみることもできない。

その他の本件再判定に携わった職員らについて、能力や資格上の問題があることを具体的に示す資料は見当たらない。

(イ) 障害者差別解消法に関する主張について

a 合理的配慮を求めていたとすること

審査請求人は、障害の程度の判定について総合的判定を求めたことは、障害者差別解消法第7条第2項の規定する「社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮」を求めたものであり、その提供がなされなかったと主張する。同法の定める「社会的障壁」とは、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」(同法2条2号)をいい、それに対する合理的配慮とは、例

例えば、発達障害のある生徒について大教室にカメラ、別室にモニターを設置して別室受講できるようにしたり、大きな音に敏感な児童のために教室の机や椅子に防音加工をすることなどを意味している（内閣府障害者施策担当・障害者差別解消法【合理的配慮の提供等事例集】）。

審査請求人は、障害者の障害の程度の認定において、総合的判定を行うよう求めており、そのことが合理的配慮に当たる等と主張している。審査請求人が主張する総合的判定の求めが、どのようにして「社会的障壁」の除去となるのか判然とせず、障害者差別解消法第7条第2項の規定する「合理的な配慮を必要としている旨の意思の表明」に当たると客観的に解釈することは難しいといえる。

b 障害を理由とする差別に当たるとすること

審査請求人は、本件知能検査を年齢級の問題で実施したことは、障害者差別解消法第7条第1項の規定により禁止された行政機関等による障害を理由とする差別に当たると主張しているが、年齢級の問題での実施は、前回の療育手帳が交付されていたことが端緒となっていたとしても、本件更生相談所が本人の疲労感や検査へのモチベーションを考慮し本件知能検査を適切に実施しようとしたものといえ、障害者差別解消法第7条第1項が規定する「障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより障害者の権利利益を侵害」したものには当たらない。

以上から、本件再判定に過誤があったとはいえない。

(3) 審査請求人の主張する本人の障害の程度について

審査請求人は、本人の療育手帳の障害の程度について、●●市福祉事務所の判定資料に示された判定基準で評価した場合、そして審査請求人が推計した本人の知能指数を障害程度区分表に当てはめた場合を示して、本人の障害の程度をB1又はB2の区分とすることが正しいとする旨を主張している。

しかし、川崎市の療育手帳制度の実施に係る仕組みは、これとは異なり、知能指数は数値として算出されたものを使用し、これには測定誤差があることを考慮し、社会診断や医学的判定により、障害程度の妥当性を総合的に判断することとされ、また、上述の定性的な基準で考慮されるような諸事由は、今後の支援の内容においても考慮されることになっている。

療育手帳制度における細部の制度の構築と運用は、地方公共団体の社会福祉政策に基づく合理的裁量に委ねられていると解され、判定基準を

どのような内容とするのかも、同様に地方公共団体の裁量に委ねられていると解される。また、●●市の判定基準と川崎市の判定基準のいずれが療育手帳制度の運用において適切であるかは一概にいうことはできず、その限りで現状の川崎市の判定基準に基づく判定結果に過誤があり、不当であると認めることはできない。

- (4) 以上からすると、審査請求人が主張するような違法性又は不当性が本件処分にあるとは認められない。そして、他に、本件処分に違法又は不当な点があるとも認められない。

川崎市行政不服審査会

委員（部会長）	人	見	剛
委員	田	所	美佳
委員	林	直	樹